

障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」 (新障害者プラン) について

新しい「障害者基本計画」に基づき、その前期（平成15年度から19年度までの5年間）において、障害者施策の一層の充実を図るため、政府の重点施策に関し、新たなプランを策定する。（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）

厚生労働省関係部分のポイント

- 1 地域生活を支援するための在宅サービスを充実
 - ・ ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス等を整備。
- 2 住まいや活動の場を確保
 - ・ グループホーム、授産施設等を整備。
- 3 精神障害者の保健医療福祉施策を総合的に実施
 - ・ 精神障害に係るホームヘルパー、福祉ホーム等の目標を新設。
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター、グループホーム等を拡充。
- 4 障害者の雇用・就業の確保に向けた取組
 - ・ 雇用障害者数に係る目標を設定。
 - ・ ハローワークの職業紹介件数に係る目標を設定。
- 5 施設は、在宅生活を支える地域の資源として活用
 - ・ 通所施設の整備に努め、入所施設については、目標を設定せず、真に必要なものに限定。

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

平成15年度予算（案） 1,301億円

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

1 在宅サービスの充実

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	45,000人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	4,500人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	1,000か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	1,300か所	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業		約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	概ね人口30万人 当たり概ね各2か所	約 470か所

2 住まいや活動の場等の確保

区 分	平成14年度 (障害者プラン目標)	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	20,000人分	約 30,400人分
福祉ホーム		約 5,200人分
通所授産施設	62,800人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分	約 6,700人分

新旧障害者プランにおける数値目標設定事業の比較

障害者プラン		新障害者プラン
グループホーム（知的）	→	グループホーム（知的）
グループホーム（精神）	→	グループホーム（精神）
福祉ホーム（身障）	→	福祉ホーム（身障）
福祉ホーム（精神）	→	福祉ホーム（精神）
通所授産施設（身障）	→	通所授産施設（身障）
通所授産施設（知的）	→	通所授産施設（知的）
通所授産施設（精神）	→	通所授産施設（精神）
入所授産施設（精神）		
福祉工場（精神）		
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	→	精神障害者生活訓練施設（援護寮）
精神障害者社会適応訓練事業		
精神科デイ・ケア施設		
市町村障害者生活支援事業		
障害児（者）地域療育等支援事業		
精神障害者地域生活支援センター	→	精神障害者地域生活支援センター
ホームヘルパー（身障）	→	ホームヘルパー（身障）
ホームヘルパー（障害児・知的）	→	ホームヘルパー（障害児・知的）
ホームヘルパー（難病）	→	ホームヘルパー（難病）
ショートステイ（身障）	→	ショートステイ（身障）
ショートステイ（障害児・知的）	→	ショートステイ（障害児・知的）
ショートステイ（精神）	→	ショートステイ（精神）
ショートステイ（難病）	→	ショートステイ（難病）
デイサービス（身障）	→	デイサービス（身障）
デイサービス（知的）	→	デイサービス（知的）
障害児通園（デイサービス）事業	→	障害児通園（デイサービス）事業
重症心身障害児（者）通園事業	→	重症心身障害児（者）通園事業
市町村障害者社会参加促進事業		
身体障害者療護施設		
知的障害者更生施設		
		⑨ 福祉ホームB型（精神）
		⑨ ホームヘルパー（精神）

精神保健医療福祉施策の総合的な推進 (新障害者プランにおける位置付け)

条件が整えば退院可能とされる約7万2千人の入院患者（いわゆる「社会的入院者」）について、10年間での退院・社会復帰を目指す。このため、今後、厚生労働省の「精神保健福祉対策本部」における検討を踏まえ、さらに総合的な推進方策を検討する。

福祉サービスの充実

1 在宅サービス

- ・ 精神障害者地域生活支援センターの整備 約 470か所
- ・ 精神障害者ホームヘルパーの確保 約 3,300人
- ・ 精神障害者グループホームの整備 約 12,000人分
- ・ 精神障害者福祉ホームの整備 約 4,000人分

2 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（援護寮）の整備 約 6,700人分
- ・ 精神障害者通所授産施設の整備 約 7,200人分

保健・医療面の対応

- 精神科救急医療システムを全都道府県に整備。
- 心の健康づくり等に向けた対策を強化。
 - ・ うつ対策、心的外傷体験へのケア対策及び睡眠障害への対策に関する、地域保健医療福祉関係者向けマニュアルの作成・普及
 - ・ 「思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業」事例集の作成・普及
 - ・ 若齢層の「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動ガイドラインの作成・普及
 - ・ 心的外傷体験へのケア対策及び思春期の心の健康対策に従事する専門家の養成

障害者基本計画「重点施策実施5か年計画」(新障害者プラン)

－厚生労働省関係部分の概要－

生活支援のための地域基盤整備

- 利用者本位の相談支援体制の充実
- 在宅サービスの確保
 - ・ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス
 - ・障害児通園（児童デイサービス）事業
 - ・重症心身障害児（者）通園事業
 - ・グループホーム、福祉ホーム
 - ・市町村社会参加促進事業の推進
- 施設サービス
 - ・通所授産施設
 - ・入所施設は真に必要なものに限定。地域資源として活用。

精神障害者施策の充実

社会的入院患者（約7万2千人）の退院・社会復帰を目指す。

[保健・医療]

- ・精神科救急医療システムの整備（全都道府県）
- ・うつ病、心的外傷体験ケア及び睡眠障害への対策
- ・思春期精神保健や若齢層の「社会的ひきこもり」への対応

[福祉]

- 在宅サービス
 - ・精神障害者地域生活支援センター
 - ・ホームヘルパー、グループホーム、福祉ホーム
- 施設サービス
 - ・精神障害者生活訓練施設（援護寮）
 - ・通所授産施設

障害の原因となる疾病の予防・治療 ・医学的リハビリテーション

- ・難治性疾患に関する研究開発
- ・周産期医療ネットワークの整備（全都道府県）
- ・生活習慣改善による循環器病等の減少
- ・糖尿病に関する有病者数の減少等

雇用・就業の確保

- ・平成20年度の雇用障害者数を600,000人にすることを
目指す。
- ・平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数
を30,000人にすることを
目指す。